

新市名称決定までの流れ

新市名称案の募集

募集期間 平成16年3月1日(月)～3月31日(水) 31日間

第1次選定

応募名称

+

田 沢 湖 市
角 館 市
西 木 市

合併協議会委員(各町村の教育長、民間委員(協議会規約第7条第3号委員)1名)と各町村長が定める地域住民(協議会委員以外の各町村居住者1名)によって構成する新市名称候補選定委員会(委員9名)を設置する。

応募された名称案に田沢湖市、角館市、西木市の3市名を加えたものの中から、新市名称候補選定委員会において30以内の第1次名称候補を選定する。

第2次選定

合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員が、第1次名称候補の中から3つ以内を選び、投票する。

得票数の上位10を第2次名称候補とする。

第3次選定

合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員が、第2次名称候補の中から1つを選び、投票する。

得票数の上位5を第3次名称候補とする。

最終選定

合併協議会において、協議により、第3次名称候補の中から、新市の名称を決定する。

協議による決定が困難な場合は、投票(別紙)を行うなどして新市の名称を決定する。

最終選定において全会一致とならず、投票により決定する場合の手順

新市名称案の募集

第1次選定 (新市名称候補選定委員会)

第2次選定 (合併協議会)

第3次選定 (")

最終選定 (")

